

日本年金機構 相模原年金事務所 御中

審査請求前の確認事項について（照会5）

平成29年3月30日

〒231-0047 神奈川県横浜市中区羽衣町三丁目60番地

藤原年金研究所

審査請求人代理人社会保険労務士 藤原 忍

電 話 045-260-6255

FAX 045-260-6256

記

照会4で確認した「受給権者の2級の程度が3級に近い2級であったために、2級ではあるものの、この度は2級とせずに3級にした」という代理人の解釈に保険者代行が同意をしたのであれば、理不尽な理由ではあるにしても、これを審査請求の争点として、不服文書作成に着手するはずでした。

が、保険者代行は「この度は2級ではなく3級相当の状態でしたので、3級と判断されました」と述べて、代理人の照会4での解釈を否定しました。

そうすると、保険者代行の平成29年3月24日付返信は代理人に著しい疑義をいだかせる状態へ至らせしめましたので、次の1点について、代理人が確認できるように必ず文書で回答してください。

- 1 認定基準に改正や変更が一切なかった状況において、保険者代行は、平成29年3月13日付返信で「認定基準に依拠しない独自の判断基準はありません」と述べ、さらに同年同月24日付返信では「審査は認定基準に基づいて行われる」と述べたことから、同一の障害の状態に対して異なる等級の判定

が行われることは、**絶対にありえない**ことになります。

しかし、この度、**保険者代行は受給権者に対してこの絶対にありえない審査を断行しました。**

については、**保険者代行が、受給権者の同一の障害の状態に対して異なる等級の判定を行い、この度は2級ではなく3級と判断したことについて、その根拠・理由を**真摯に**説明してください。**

尚、代理人は受給権者の審査請求を処分があったことを知った日の翌日から法定期限までに行う必要があります、この期限を過ぎた後に行われた審査請求は却下すべきものとされておりますので、上記**1点**について本書到達の日の翌日から起算して1週間以内に回答してください。

以上

平成 29 年 4 月 10 日

様
社会保険労務士
藤原 忍 様

日本年金機構
相模原年金事務所

障害基礎年金定時審査に係る照会について（回答）

さきにご照会のありましたことについて、次のとおりお答えいたします。

記

以前にもご説明しましたとおり、様は、日常生活が可能であるといった軽度の状態が継続している（悪化もみられない）ことから、3級と判断されました。これ以上の回答はできかねます。

納得されない場合は、審査請求をお願いします。

以上

《お問い合わせ先》

日本年金機構 相模原年金事務所
お客様相談室

電話：042-745-8101

※自動音声案内①続いて②を押してください